

真菌培養加算のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、令和8年度の診療報酬改定により細菌培養同定検査における真菌培養加算122点が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■開始日 令和8年6月1日（月）受付分より

■真菌培養加算について

令和8年度の診療報酬改定において、一般培養同定と併せて真菌培養を行った場合に真菌培養加算として122点が算定可能となります。これにより、一般培養同定と以下の目的菌のいずれかを併せてご依頼の場合、**検査材料の所定点数に122点を加算し、検査報告書に記載いたします。**

■真菌加算対象目的菌

項目コード	目的菌
5116	真菌
5113	カンジダ
5127	アスペルギルス
5115	白癬菌
5069	マラセチア
5138	簡易カンジダ

+ D検査依頼書
2 培養同定
(検査材料)

同時依頼の場合、
検査材料の所定点数に
真菌培養122点を加算
し、報告書に記載

■留意事項

- ・依頼方法の変更はございません。
- ・真菌培養加算の場合、別途料金をご請求させていただきます。

以上

※お問合せ先：029-837-2721 総合インフォメーション



Android用



iOS用

総合検査案内アプリは
こちらから

2026-A-023